

平成24年4月から、子ども手当が児童手当に変わりました

所得制限は、平成24年6月分から導入されます

3月分まで子ども手当を受給されていた方は、今回の制度変更に伴い認定請求書を改めてご提出いただく必要はありませんが、6月の更新の手続きとなる現況届の提出が必要となります。

● 児童手当とは

児童手当は、次代の社会を担う児童の健全な成長を目的として、児童を養育する父母などに手当を支給する制度です。

● 受給対象者は中学校3年生まで

中学校3年生（15歳到達後最初の年度末）までの国内居住の児童を養育監護している方が受給対象者となります。

父母のうち、生計を維持する程度の高い方で、一般的には家計の主宰者（所得が高い方の方）となります。

※公務員の方は勤務先での受給となります。詳細につきましては勤務先にお問い合わせください。

※児童が施設等に入所の場合、施設等へ支給となります。



支給対象となる児童および手当額

支給対象となる児童の年齢	児童手当の額【1人あたり(月額)】	
	所得制限限度額内の方	所得制限限度額を超過する方
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上から小学校修了前(第1・2子)	10,000円	
3歳以上から小学校修了前(第3子以降)	15,000円	
中学生	10,000円	

※養育する児童の数え方については、18歳に達する日以後、最初の3月31日までの間にある児童のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。

● 所得制限限度額が設定されました

平成24年6月分以降は、所得制限が導入され、受給者の所得が所得制限限度額以上の場合の手当月額額は、児童の年齢に関係なく、月額5,000円となります。

扶養親族等の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円
以下、扶養親族等の数が1人増える毎に38万円を加算	

● 配偶者、同居家族の所得は合算しません。

● 会社員の方は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」から、自営業の方は「事業所得額」から8万円を引いて、その他の所得を加えた合計額が審査対象額です(ただし、医療費控除、雑損控除など一部控除対象があります)。

● 請求に必要なもの

- ◎ 印鑑
- ◎ 請求者(保護者)の健康被保険者証のコピー(ただし、国民年金加入者は不要)
- ◎ 金融機関口座のコピー(請求者本人の名義に限ります。)
- ◎ 児童と同居している請求者の方は、監護・生計同一申立書と児童の世帯全員の住民票(市内別居の場合は住民票は不要)

◎ 平成24年1月2日以降に転入された方は、平成24年度の児童手当用所得証明書(請求者の配偶者が当該請求者の扶養親族となっていない場合など、生計を維持する程度の高い者の判定上、配偶者の所得状況の確認が必要な場合は、当該配偶者についても児童手当用所得証明書を提出していただくこととなります。)

※その他の書類が必要となる場合があります。

※児童手当は、請求した月の翌月分からの支給となります。ただし、出生日・転入日(転出予定日)の翌日から起算して、15日以内に請求した場合は、事実のあった日の翌月分からになります。